

(様式第1号)

令和元年度 第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 令和元年5月29日(水) 15:00~16:30   |
| 場 所   | 芦屋市役所 東館3階 中会議室  |
| 出席者   | 会 長 國友 千枝<br>副 会 長 中西 勉<br>委 員 八木 裕子<br>委 員 山中 厚子<br>委 員 花尾 廣隆<br>委 員 井阪 純一<br>委 員 小川 智瑞子<br>委 員 濱田 理<br>委 員 近田 真<br>委 員 大久保 文昭<br>欠席委員 根来 泰子<br><br>事務局<br>こども・健康部長 三井 幸裕<br>こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香<br>子育て推進課政策係長 高松 靖子<br>子育て推進課政策係主事補 井上 真由美<br>教育委員会学校教育課主査 山本 卓見 |
| 事務局   | こども・健康部子育て推進課  |
| 会議の公開 | 公 開  |
| 傍聴者数  | 0 人  |

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 自己紹介
- (3) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) いじめ防止対策の実施状況について(報告)
- (2) 本市におけるいじめの状況について(報告)
- (3) いじめ防止啓発事業について(協議)

<閉会>

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 平成30年度 いじめ防止等に係る取組実施状況調査
- 資料2 本市におけるいじめの状況と対応について
- 資料3 令和元年度 いじめ防止啓発事業案一覧
- 修正版 いじめ防止啓発事業～平成30年度の取組～
- 参考 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例

## 3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

**【事務局からの開会の挨拶】**

**【委嘱状の交付】**

- (2) 委員・事務局自己紹介

**【委員・事務局自己紹介】**

- (3) 会議運営上の説明

**【事務局より会議の運営等について説明】**

**【事務局より資料確認】**

<内容1> いじめ防止対策の実施状況について（報告）

(國友会長) 事務局から内容1「いじめ防止対策の実施状況について」を報告してください。

(事務局高松) 資料1「平成30年度いじめ防止等に係る取組実施状況調査」についてご説明いたしますので、資料1と芦屋市いじめ防止基本方針をご用意ください。基本方針の7～8ページに挙げております、「市におけるいじめ防止等に係る取組」の事業につきまして、具体的な実施状況のご報告をさせていただきます。

資料1に昨年度、市が実施した内容をまとめましたのでご覧ください。

項目は5つあります。

項目1「教職員の資質能力の向上」について、校内研修の実施を促すというもので、担当は学校教育課です。文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会等で積極的ないじめ認知について確認し、各校で、職員に対して過去の事例とその取組に関する研修等を実施しております。また、各校の生徒指導担当教員と芦屋警察署等関係機関との間で情報共有及び対応や取組の協議を行いました。

打出教育文化センターでは、教職員への夏季研修において、大学の准教授を講師として招き、いじめという現象やパウンダリー（個々の境界線）の発達に関すること、いじめの加害者に視点を置いた話や学校の危機管理等について参加者とともに考える研修を行い、初任者向けに子どもの思いのとらえ方を学ぶ研修を実施しました。

項目2「早期発見・早期対応のための措置」について、人権推進課では、毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施しています。平成30年度はいじめ問題に関する相談の実績はありませんでした。子育て推進課では、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があるため、相談や面接等の聞き取りによる早期発見に努めています。また虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童についてもいじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援しています。平成30年度はいじめに関する内容での対応件数は1件でした。

資料の2ページをご覧ください。学校教育課が取り組んでいる、芦屋市カウンセリングセンター教育相談では、電話相談が136件、面接相談が213件となっており、昨年度と比べると、電話相談が24件増加し、面接相談は同件数となっています。また、相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示を行いました。

続いて資料2ページの下から2行目をご覧ください。こちらも学校教育課の取組内容です。拠点校5校にスクールカウンセラーを配置し、中学校を中心にスクールソーシャルワーカーを1名配置して支援体制を図っています。相談件数としては、スクールカウンセラーが2,441件で、スクールソーシャルワーカーが605件となっており、昨年度と比べるとスクールカウンセラーの相談件数は100件以上減少しているのに対して、スクールソーシャルワーカーは、小学校への巡回も行ったため、450件以上増加しています。

続いて、資料2ページの上から2行目をご覧ください。打出教育文化センターでは、不登校や発達障害等の悩みについて教育相談による親子面接

相談を実施し、関係機関と共有しています。

青少年愛護センターでは、青少年に係る問題全般について電話や来所の相談を行っており、特にいじめの問題については、電話や来所において情報を得た場合、学校等の関係機関と連携して対応しているという実績が報告されています。

教育委員会の教職員課では、学校業務の改善を推進し、教職員が児童生徒と関係を深め、向き合う時間の確保に努めています。

資料の3ページをご覧ください。項目3「啓発活動」としての人権推進課の取組は、人権教室の開催です。人権擁護委員がDVD等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っています。また、昨年度は、小槌幼稚園において花の種子、球根等を配布し、児童らが協力し合って育てることを通じて、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした「人権の花運動」を実施しました。

学校教育課では、保護者・地域向け啓発資料「いじめ防止啓発チラシ」の配布に加えて、いじめのチェックリストを活用しました。

青少年愛護センターでは、中学校区青少年健全育成推進会議と青少年育成愛護委員会との共催で、スマホやインターネットに潜む危険性についての研修会を実施しました。

続いて、資料の4ページをご覧ください。子育て推進課では、あしや保健福祉フェアで啓発チラシやグッズを配布しました。また、啓発事業の一環としていじめ問題対策連絡協議会において“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”を募集して表彰式、展示会を実施し、さらにいじめ防止啓発の講演会も実施して市内全域にいじめ防止意識の醸成を図りました。また、子どもの権利条約のリーフレットを、保育所の5歳児、幼稚園の年長、小学6年生、中学3年生にそれぞれ配布しています。

項目4「学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実」ですが、学校教育課では、小中学校において毎学期いじめアンケートを実施し、対象者に個別調査を行いました。また、スクールカウンセラーや養護教諭を積極的に活用して児童生徒や保護者との相談体制の充実を図り、スクールソーシャルワーカーの活用により関係機関との連携や校内研究会等での研修を実施しました。さらに、日記や生活ノート等を活用して、いじめの早期発見に努めています。

項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」ですが、学校教育課では、各校で警察官、民間企業等の講師による情報モラル研修会を開催しました。

打出教育文化センターでは、「芦屋市スマホサミット」を開催して、児童・生徒自らがスマートフォンのより良い利用の仕方やルールについて考えました。また、夏季研修講座において大学の准教授を招いて「スマホ時代の子どもたちのために～芦屋スマホサミットから見えてきたこと～」というテーマで研修会を開催し、子どもたちのネット利用における低年齢化や依存、いじめ、自撮り等の諸問題について協議しながら理解を深め、情報との向き合い方について考えました。

以上、いじめの早期発見・早期対応に向け、各課が児童生徒や家庭から相談を受ける体制を整え、学校や関係機関と情報共有しながら連携を図っています。また、先生方への研修を含め、子どものいじめ防止意識を高めるための啓発にも取り組んでいます。

それから、資料1の4ページにも記載しておりますが、いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめ防止啓発事業は、事業内容の決定から入賞作品の選考など、委員の皆様のご協力があってこそ実施できている啓発事業です。改めてお礼申し上げます。

長くなりましたが、内容1「いじめ防止対策の実施状況について」の報告は以上です。

(國友会長) 報告について、何かご質問やご意見はございませんか。

#### 【全員質問等なし】

<内容2> 本市におけるいじめの状況について（報告）

(國友会長) 次第の内容2「本市におけるいじめの状況と対応について」について、事務局より報告してください。

(事務局山本) 内容2の本市におけるいじめの状況とその対応についてご説明いたします。資料2をご覧ください。項番1の表は、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数の多い都道府県と少ない都道府県をそれぞれ3府県、そして間に、兵庫県の認知件数を載せております。過去3年間のものを掲載しております。平成29年度最小の佐賀県が3年で約2.4倍の認知件数、平成29年度最多の宮崎県は、平成27年度では47.2件でしたが、3年間で約2.3倍になっています。兵庫県は約5.3倍と認知件数が多くなっています。全国的に見ても積極的認知が進んでおりますが、いじめの認知件数は、都道府県によって大きな差もあります。

表の下のグラフをご覧ください。平成27年度から平成28年度、平成29年度にかけて、毎年、全国的に認知件数が上昇しています。芦屋市も

認知件数は、27年度から28年度にかけて約9倍になり、28年度から29年度にかけては1.9倍に上昇しております。

資料2の内閣府出典資料「いじめの認知について」をご覧ください。このような、いじめの捉え方・基準のばらつきに対して、平成28年3月18日付、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」という文部科学省通知の中で、全国の学校に周知されたものです。徹底はされてきていますが、学校間に意識の差はあります。

続いて、資料2をご覧ください。「いじめ」の定義ですが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から項番2の四角の枠組み通りとなっています。現在は、文部科学省のホームページにも掲載されております。

資料2の内閣府出典資料、裏面の中ほどをご覧ください。この定義を再確認した上で、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」と認識したこと、また、国の調査では、直接「いじめ」という表現が用いられなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があることが認知件数増加の要因です。しかし、認知件数が多くなったことによって、重大事案が見えにくくなる可能性があります。市内の学校には、いじめが解決しても、その後、3か月ほどは追跡して見守ることを徹底するよう伝えており、再発防止に努めております。

この内容を、本市では、校長会で周知するとともに生徒指導担当者会において研修を実施しました。さらに、学期ごとにいじめアンケートを実施した結果、平成30年度の段階で、芦屋市の認知件数は、増加となっています。内容は、1番多いのが、「冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句を言われた。」、2番目に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた。」、次が、「仲間はずれ、集団による無視」となっています。

ただ、パソコンや携帯・スマートフォン等での誹謗・中傷として計上された件数がほとんど報告されませんでした。これに関しては、このケースでの認知の難しさとともに、実態把握と未然防止への対策が必要だと考えております。

次に、資料2に戻りまして項番3をご覧ください。学校における対応で、例年行っている対応となっております。

(1)～(3)については、いじめ防止対策推進法に基づいて、芦屋市全校で実施しています。

(7)については、各校で毎学期実施しているいじめアンケートや定期的な懇談、生活ノート等を活用し、早期発見、未然防止に努めています。

(8)については、保護者向けに、いじめのサインが出ていないか見守

ってもらふ発見シートの活用を呼びかけ、早期発見につなげようとした。

(9)については、警察や携帯会社の方に来校いただき、児童生徒向けに「ネットトラブル」に関する研修を実施しています。

続いて、項番4の平成30年度の取組についてです。

(1)については先ほど申し上げましたとおり、文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会、生徒指導連絡協議会で、積極的ないじめ認知について確認、指導を実施しました。

(2)については、いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者へ個別調査を実施、指導後3カ月の経過観察を徹底するよう伝えました。

(3)については、先ほどのパソコンや携帯、スマートフォン等での誹謗・中傷の未然防止対策の一つとして、打出教育文化センターにおいて、スマホサミットを開催しました。小中学校とも全校生に周知しております。また、12月には、精道中学校が「スマホサミット in ひょうご2018」(県大会)で発表しました。

(4)については、スクールソーシャルワーカーを活用し、生徒指導連絡協議会、ケース会議、校内研究会等での研修を実施しました。

(5)については、長期休業明けに特に重大事案が起りやすいことから、いじめにかかわらず、心配な生徒に対して始業式前に家庭訪問等によって個別指導を徹底しました。

最後に項番5の平成30年度芦屋市いじめ問題対策審議会の実施状況を報告いたします。教育委員会では、いじめ問題対策審議会を昨年度2回開催いたしました。大学教授、弁護士、医師など5人の有識者と事務局による会議です。

第1回は、いじめの「終了」と「継続」の認識の仕方について、また、いじめ問題の調査における、調査補助員と記録員の配置や芦屋市いじめ対策審議会の独立性と中立公正についての確認をしました。2学期に向けて、2学期開始までの取組と始業式の日々の取組について協議しました。

第2回では、いじめの重大事態の際の調査を行う組織について確認いたしました。以上です。

(國友会長) 報告について、何かご質問やご意見はございませんか。

(大久保委員) スマートフォンやインターネットが普及し、インターネット上での問題が生じています。大きな問題に繋がることもあるため、他市ではネットパトロールを行っています。芦屋市でも必要な時代だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局山本) ネットパトロールは必要だと考えていますが、現在先進事例を研究しているところで、なかなかすぐには難しいです。

<内容3> いじめ防止啓発事業について (協議)

(國友会長) 次第の内容3「いじめ防止啓発事業について」を事務局より説明してください。

(事務局井上) 資料の1ページ目をご覧ください。平成27年度から啓発事業を開始し、今年で5年目となります。初年度と平成28年度は2年連続で「親子で考えるいじめ防止の標語」を募集し、平成29年度は「いじめをなくす魔法のことば」を募集して小中学生及びその保護者を中心にいじめ防止啓発を行って参りました。昨年度は取組4年目ということで、「いじめ」から連想する単語を頭文字にして作文する“いじめ防止の「あいうえお作文」”を募集した結果、資料2ページ目のとおり、小学生と中学生で合わせて148作品のご応募がありましたが、平成29年度の349件を大きく下回る結果となりました。

取組後に公立の小中学校に実施したアンケート結果からは「単発のものでは持続性や継続性に欠ける」、「保護者から子どもへの声掛けがなければ難しい」といったものがあり、取組内容の見直しについては「低学年には難しい」、「これまでの標語と似ているため、新鮮さが感じられない」といったものがありました。さらに、実施時期の見直しについては、「夏休みを挟むため、担任から呼び掛けがしにくい」、「文部科学省によるいじめ件数調査報告が報道される時期と重ねてみてはどうか」というご意見もいただきました。

いじめ防止の啓発は、どのような形であれ継続して実施することが大切だと考えております。中には、思春期を迎える中学生の場合、親子で応募するというのは難しいというご意見もありましたが、この協議会主催で実施する取組は、「親子で一緒に取り組む」ということを大切にしたいと考えています。

そこで、まず始めに、皆様を取組の実施時期について検討いただきたいと思いますと考えております。前回同様、夏休み前から明けまでの期間とするか、例年より時期をずらして、例えば10月頃の実施とするか、ご協議いただきたいと思います。

(國友会長) 事務局から説明がありましたように、取組の実施時期について、小中学校から代表で出席いただいております花尾委員、何かご意見いただけますでしょうか。



- (花尾委員) 夏休み期間の実施が中心になっていましたが、子どもたちにとっては、夏休みの課題や部活動があり、落ち着いて考えるのが難しいのではないかと思います。そう考えますと、2学期が良いと思います。学校行事は、9月に体育会、10月に文化発表会がありますので、11月～12月頃が良いのではないのでしょうか。
- (八木委員) 夏休みは交通安全のポスターや絵を考える宿題があります。それは強制ではないのですが、非常に量が多いです。昨年度、私もこちらのいじめ防止啓発事業の案内があったのは覚えています、埋もれてしまいました。やはり時期をずらすべきではないかと思います。
- (事務局廣瀬) 毎年啓発事業の後に、学校にアンケートをお願いしておりますが、毎回同じような意見をいただいています。しかし夏休み期間以外ですと、学校行事が多くて取り組むのが難しいというご意見もあります。また、学校で実施されているいじめのアンケートも学校によって時期が異なりますので、それに合わせるのも難しいという意見もあります。日々のプリントでしたら、子どもが見せないこともあり、見逃してしまうこともあるかもしれませんが、夏休みのプリントは保護者の方が確実に確認されるというご意見もあり、昨年度は一昨年度に引き続き、夏休みを実施したという経緯があります。
- (八木委員) 今年から小学校の夏休みが短縮になりますが、学校の宿題がどのくらい減らしていただけるのかにもよると思います。朝日ヶ丘小学校は1年生の時から読書感想文がありまして、親にとっては夏の悩みの種です。高学年になると自由研究も入ってきて、こなすのに必死です。夏休みのポスターなどの案内は、一斉に届くので、時期を早めるとか、ずらす方が目に留まる機会があるのではないかと思います。
- (大久保委員) 学校に協力をしてもらうのか、インターネット等で一般公募するのか、学校も道徳が評価科目になるなど、なかなか時間が取れず、大変だと思います。「親子で」という部分については、学校だけでなく家庭でいじめについて考えましょうという観点で「親子で考えよう」となり、それはそれで良かったと思います。広報で公募するのも良いのではないのでしょうか。
- (濱田委員) 昨年度、「あいうえお作文」を実施した時に、市内に住む子どもたちを対象にして、公立の小中学校だけでなく、私立の中学校に通う子ども達等にもホームページで含めて広く募集しました。子どもだけでなく、家族の方を含めて一緒に考えてもらうことが大事なので、忙しいとは思いますが、親子でゆっくり考える期間という意味では、夏休みが一番取り組みやすい時期なのではないかと思います。
- (事務局廣瀬) 夏休み明けの登校の時期は、子どもにとって大事なタイミングで、学校

に行きにくい子どもに対して声かけができれば、新学期をスムーズにスタートできるという良いきっかけにもなります。昨年度、広報紙にQRコードを載せて、そこから応募できるようにしましたが、結果としては2件で、なかなか難しいという印象です。学校の先生にはお手をかけて大変申し訳ないのですが、広く応募いただくためには、やはり学校を通じて依頼することが必要ではないかと考えています。

(大久保委員) 両面からやれば良いと思います。学校にも呼びかけをして、学年で取り組む所もあれば、学級単位で取り組む所もあり、そこは学校にお任せして良いと思います。広報での応募が2件というのは、PR不足ではないでしょうか。あまりにも少ないです。いじめはだめだということをもっとPRしてほしいです。

(事務局高松) 公立の小中学校については、学校を通じて応募用紙を配布しております。私立の中学校については、一人一人に配布するかどうかは学校にお任せして、あくまでも周知依頼という対応になっております。広報紙でのQRコードでの公募につきましては、市外在住の市内の学校に通う方から2名の応募があったという結果でした。

(花尾委員) 学校では、いじめに関して様々な場面で指導をしています。学校から課題を与えて考えて下さいというよりは、PTA協議会などで保護者の方にPRしてもらい、保護者から子どもと一緒に考えて下さいという方法が大事ではないかと思えます。思春期の子どもたちは、「何で親とそんな話をしないといけないのか」という気持ちもあると思えます。

(事務局廣瀬) 過去にPTA協議会の集まりに行かせていただき、保護者の皆さんにお話をして、チラシの配布をしたことがありました。絶対に夏休みが良いという訳ではありませんが、昨年度の授賞式では、受賞者の方に大変喜んでいただいております。そういった機会を作ろうとすると、逆算をして秋口には選考し、年内に表彰式をさせていただけたらと考えております。実施時期が冬休みや、年明けになりますと、表彰式が受験や卒業前の時期になり、ご家庭も慌ただしいのではないかと思います。インターネットによる募集はどんな場合でも並行して行うようにします。

(中西委員) 今年度に何をするかは決定しているのですか。

(事務局廣瀬) それは今から協議して決めたいと思っております。

(中西委員) 時期というよりも内容のことですが、宿題のような作文や絵を描くことは、家庭に持って帰っての作業が発生してしまいます。学校の負担を考えるとあまり言えなかったのですが、いじめは深く沈んでいく問題なので学校ごとに共有して話し合うことが大切だと思います。そういった機会を学校で持つというのは負担になるかと思いますが、すでに各校でされている

のであれば、子どもたちが実際にこういうことを話し合ったという内容のプレゼンをどこかで1日行い、市長賞、教育長賞を表彰するのはどうでしょうか。家庭での作業がなくなりますし、各校での活動が全体に広まっていくと思います。応募数が減るのも残念ですし、それでしたら継続して学校単位で取り組めると思います。

(大久保委員) 以前にも、前任の委員が皆で話し合うという意見をおっしゃいましたが、小中学校も教育課程が厳しい状況で、なかなか難しいということで立ち消えになりました。もちろん良いことだとは思いますが、学校側のカリキュラムも厳しくなっています。

(事務局廣瀬) 基本は親子で考えていただくという方針ですが、学校側で授業に取り入れていただくこともあります。昨年度は台風が多くて、授業数の調整の関係もあり、一昨年度は学校で取り組めたが、今回は難しかったというお声もありました。一旦事業内容の検討を進めていただいて、時期については後ほどお諮りしたいと思います。会長よろしいでしょうか。

(國友会長) 取組内容について事務局から説明してください。

(事務局井上) 事務局から今年度の取組内容について説明させていただきます。資料3をご覧ください。啓発事業実施内容について事務局案として5つ提案させていただきます。上から順に説明します。

1つ目は、「ロゴマークのデザイン」、絵をテーマにした案です。今年度の実施については未定ですが、毎年11月に実施しているいじめ防止の街頭キャンペーンにおいてリーフレットや啓発グッズを配布しておりますので、ロゴマークの作品をイベントやキャンペーンの場で配布するリーフレットや啓発グッズ等に活用できるのではないかと考えます。メリットは、啓発グッズ等に使用されるため、応募の意欲が湧くことや、ポスターほどは作成が手間ではない点に加え、年齢を問わず取り組みやすいという点です。デメリットは、いじめ防止のマークを連想しにくく応募数が少なくなる可能性があることや、審査基準が難しくなることが挙げられます。また、言葉や文章の作品は、考える過程において親子で一緒に取り組めますが、イラストでは難しいかもしれません。

2つ目は、「昨年度の実賞作品をもとにイラストを作成」です。1つ目のロゴマークと同様に、絵をテーマとする案です。メリットは、啓発グッズ等に使用されるため、応募の意欲が湧くことや、テーマが絞られているため考えやすく、過去の受賞作品が使用されるため、受賞者も意欲を持って継続的に関わることができる点が挙げられます。デメリットは、デザインによってはグッズ化が難しい可能性もあること、作品を見ただけで「いじめ防止」を連想するのが難しい点、過去の受賞作品によってはイラスト

化するのが難しいといった点が挙げられます。

3つ目は、「イメージキャラクター（ゆるキャラ）を作成」です。1つ目、2つ目の案と同様に、絵をテーマとする案です。メリットは、街頭キャンペーン等で配布するリーフレットや啓発グッズに幅広く活用できる点や、過去の受賞作品を使用できるという点、またキャラクター化することで、愛着や親近感に繋がりやすいという点が挙げられます。デメリットは、作成に時間を要する点、受賞作品によってはイラストを連想するのが難しい点、また、絵が苦手な人にとっては取り組みにくいという点があります。

4つ目は、「標語でいじめ防止を表現」です。標語は、平成27、28年度と2年連続で実施したテーマです。メリットは、過去2回実施していますので、定着化が期待できます。また、短い文章のため、作成が容易で取り組みやすく、親子で会話しながら取り組むことができます。デメリットは、似通った作品の応募や受賞作品と類似の作品が応募される可能性があるという課題がある点、取組自体に飽きてしまい、応募数が少なくなる点が考えられます。

5つ目は、「いじめに関するクイズを出題（景品付）」です。他の案と異なり、作品の募集を行わず、参加賞として景品を付けて「いじめに関するクイズを出題する」という案です。メリットは、新たな取組となるため、新鮮さがある点、子どもが気軽に取り組みやすく、景品があると応募意欲が湧きやすいといった点が挙げられます。デメリットは、クイズの内容に考慮する必要がある点、景品の配布など学校側の負担が増えるといった点が挙げられます。

提案は以上5つです。補足としまして、芦屋市のいじめ防止基本方針そのものは対象が公立の小中学生となっておりますが、啓発につきましては、公立、私立に関らず、すべて大切な芦屋の子どもという括りで捉え、昨年度同様、市内在住・在学の小中学生にご参加いただきたいと考えております。長くなりましたが、事務局からの資料の説明は以上です。

(國友会長) 事務局から提案が5案出ておりますが、新たな提案等はございませんか。先ほどの説明の質問や意見でも結構です。いかがでしょうか。

(中西委員) 5番の「いじめに関するクイズを出題（景品付）」ですが、昨年度応募が2件しかなかったQRコードでの応募でこの方法を使うと、おそらく2件ではなく、たくさん応募が来ると思います。学校経由ではなくインターネットで応募することによって学校側の負担も少なくなると思います。景品送付先のご住所を書いてもらえれば、直接市役所から送付することもできます。作品を作らなくて良いということで、楽に取り組めるのではない

かと思いました。

(事務局廣瀬) 今までの取組から、どうしたら応募してもらえるかを考えて、5番は斬新さを出してみました。今まで市長賞、教育長賞、入賞の方には図書カードをお渡ししておりますが、夏休みの宿題で、参加賞があるものは応募が多いのではないかと考えました。今回はクイズという案も事務局の中で出てきましたが、どんな内容のクイズにするかもハードルが高いように思います。

(中西委員) スマートフォンを使ってみるという案で、クイズだけでなく漫画でも良いので、こういう事例があって、これを見てどう思うかを考えてもらうような教材のようなものがあると、一つの学びにも繋がるのではないかと思います。

夏休みは子どももスマートフォンを見ている時間が長いので、子どもが取り組みやすいのではないのでしょうか。人権啓発センターの漫画の教材を読んでわかりやすいと思ったので、漫画でのクイズが良いのではないかと思います。

(八木委員) 1番のロゴマークのデザインを円の中に描くというのは、少し前に芦屋市のナンバープレートや、マンホールのデザインを募集する事業がありましたが、何かフォーマットがあると取り組みやすいと思いますので、円の中に描くのは良いと思いました。今聞いていると、いじめのクイズも良いなと思ひまして、皆さんが取り組みやすいのと、景品があるとさらに取り組むだろうなと思います。子どもたちは最近リュックによく缶バッジを付けており、缶バッジも円なので、缶バッジを景品にして、そのデザインを考えて子どもたちに付けてもらえれば、啓発に繋がると思います。ただ、缶バッジのデザイン、さらにクイズを考えるととなると手間が増えるとは思ひます。

(事務局廣瀬) 参加賞を缶バッジにするのも1つだと思います。昨年度からイラストの案が出ていますが、イラストにするとなると、画用紙を配らないといけないので、昨年度は準備が難しかったのですが、今年度は画用紙も用意できるかもしれません。例えばA5サイズの画用紙を丸く切って配り、イラストを描いていただくこともできると思ひます。

(八木委員) いじめのイラストというのは難しいですね。自分たちが考えたものが缶バッジになるといふと、かなり反応があるのではないのでしょうか。

(事務局廣瀬) 2番の「昨年度を受賞作品をもとにイラストを作成」にも繋がりますが、昨年度は、「親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」」でした。市長賞の作品は、頭文字が「ともだち」で、「ともだちに もうやめなよと だれが言う ちゅういするのが本当の友達」です。教育長賞は、頭文

字が同じ「ともだち」で、「となりにいる子はもしかして大丈夫？って聞いてほしいのかもしれない ちょっと勇気を出してみようかな」です。これらの作品を基に考えてもらおうと、イラストのイメージも湧きやすいのではないかと思います。また、昨年応募された方の作品が、今年にも反映できるということで、継続していくのも良いのではないかと思います。1番、2番を組み合わせていただいても結構です。あくまでも事務局案として示していますので、良い所を取ってご提案いただけたらと思います。

(山中委員) 3番のイメージキャラクター(ゆるキャラ)とありますが、そういうものを作るということでしょうか。「はばタン」のような感じで、子どもたちが集まる所に現れて、「いじめはいけない」というメッセージを伝えてくれたら良いと思います。

これは夢のような事で実現するのは難しいかと思いますが、例えば「#Me Too」という言葉があります。一言で全てがわかると言いますか、言葉を目にした時に、「いじめはだめだ」という風に、皆さんに訴えられるような何かができたら良いなと思います。

(國友会長) 様々なご意見が出ましたが、発言されていない方からもお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(濱田委員) イラストですと、何を描いたら良いかわからないということもあると思いますが、ロゴマークであれば、言葉をレタリングするような感じで、「だめ!」という言葉強調して描くとか、形のあるものの中に言葉やイラストを入れていくのはおもしろいのではないかと思います。文字の配置や色を工夫して描くのであれば、小学校低学年でもできるのではないのでしょうか。幅広い年齢が取り組めるのは1番重要だと思います。

(近田課長) ここには候補に挙がっていませんが、昨年度と同じ内容をやるというのはどうですか。「あいうえお作文」も子どもたちにとって考えやすい内容ではないかと思いました。

また、5番の景品付きという話がありましたが、以前、環境処理センターでの取組で、夏休みにゴミの関係のポスター作成をお願いしたことがありました。その時に学校の先生から、例えば賞金の金額を下げても良いから、皆に参加賞を渡すことができないかと言われました。鉛筆1本でも良いから、参加した記念として残る参加賞を渡したいということでした。

(事務局廣瀬) 参加賞につきましては、事務局でも以前から考えておりましたので、お渡しする方向で考えていきます。子どもたちに、応募して良かったと思ってもらえるだけでも良いと思います。

整理しますと、1番から5番までの中で、4番については特にご意見がなく、昨年度の「あいうえお作文」をもう一度するというご意見をいただ

きました。

(大久保委員) 副会長がおっしゃった5番ですが、おもしろいと思う反面、非常に難しいと思います。デメリットにもありますが、内容については非常に考慮する必要があります。市として出すものなので、問題の基準が難しいです。おもしろさだけでやってしまうと危険性を感じます。継続的に考えていくと、昨年度の作品を基に、例えばロゴマークのデザインにして、最終的にはイラストに持っていくというのはどうでしょうか。単発的に標語ばかりを毎年するというのもどうかと思います。

最終的に事務局で判断してはいかがでしょうか。

(國友会長) それでは、事務局にご一任いただいて、会長、副会長と意見交換させていただき最終決定してもよろしいでしょうか。

(八木委員) 山中委員のご意見を聞いていて、短い端的な言葉で、表すのも良いと思いました。私は缶バッジを推していますが、缶バッジはメッセージ性があるとおしゃれなものでないと付けてもらえません。せっかくですから付けてもらえないと意味がないと思いますし、色やロゴでとてもおしゃれになります。いじめに対して、英語も含めて短い言葉で表すとか、イラストが良い人はイラストにするとか、濱田委員も言われたように、丸の中に描くのは文字でもイラストでも良いと幅広くすれば、様々な作品が集まるのではないかと思います。せっかく芦屋なので、おしゃれにするのが良いと思います。

(大久保委員) おしゃれで、皆が付けて広めるというのは良いですね。

(八木委員) これが欲しいから来年は応募してみようとなると思います。

(濱田委員) 自分のデザインの缶バッジが作られたら喜ぶと思います。

(大久保委員) 今回、芦屋の110番の家のデザインが変わりましたが、岩園小学校の4年生が作ったイメージキャラクターで、非常に良いと思います。自分の作ったものが作品になるのは素晴らしいことなので、市で募集するのは良い取組だと思います。

(國友会長) それでは、事務局には教育委員会の職員もおられますので、学校のことも含めて調整いただき、決定しましたら委員の皆様にご報告いただきます。実施時期につきましても、事務局内で協議いただき、決定するというところでよろしいでしょうか。

#### 【全員同意】

(事務局井上) ありがとうございます。取組の実施方法等の詳細につきましては、会長と事務局にご一任いただき、決定させていただきたいと思います。

- (事務局廣瀬) 今後のスケジュールにつきまして、例年は、2回目のいじめ問題対策連絡協議会で募集作品のうち優秀作品の選考をしていただくという流れですが、改めて、事業内容も含めてご案内いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- (事務局井上) また、本日の議事録ですが、作成できた段階で一旦委員の皆さまに送付させていただきます。発言内容を確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。原則会議の1か月以内にホームページ等で公表いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
- (國友会長) それでは、これをもちまして令和元年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>